マネー・ローンダリング（資金洗浄）防止関連サービス

Anti-Money Laundering (AML) related services

株式会社KPMG Forensic & Risk Advisory

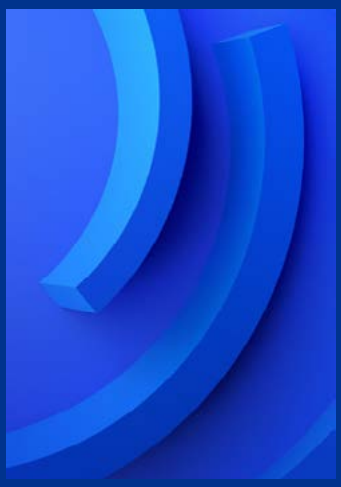

KPMGは、マネー・ローンダリング防止（AML）、テロ資金供与対策（ CFT ）における豊富な支援実績によって築き上げた知見やメソドロジーおよびKPMGのグローバルネットワークを駆使して、金融機関をはじめとする特定事業者等に対してAML/CFT管理態勢の構築・高度化のためのサービスを提供します。

1989年7月のアルシュ・サミットで、薬物犯罪に対するマネー・ローンダリング対策のための国際協力を強化する目的でFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）が設立されてから、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策は国際社会におけるもっとも重要なアジェンダの1つであり続けています。

FATFは、各国が採るべきAML/CFT対応の基準として「FATF勧告」を策定していますが、大量破壊兵器の拡散、公務員による贈収賄や財産の横領等の腐敗等の脅威にも的確に対処することなどを目的とした2012年の改訂、その後の仮想通貨交換業者等にAML/CFT規制を課すことを求める等の継続的な改訂がされています。2019年には第四次対日相互審査が実施され、その結果、日本は「重点フォローアップ」（Enhanced Follow-up）の対象国となったことから、3年以内の法令対応や、5年後のフォローアップ審査に向けた対応を行っていくことが求められています。

KPMGは、AML/CFT対応および金融機関等の業務に精通したプロフェッショナルが積み重ねた知見や世界146の国と地域に亘るグローバルネットワークを活用し、特定事業者のリスクに応じたAML/CFT管理態勢の構築・高度化や、AML/CFT関連システムの有効性検証等のサポートをいたします。

第四次FATF対日相互審査結果

FATF相互審査は、法令整備状況を評価するテクニカルコンプライアンス（TC）と国のAML/CFTシステムの実効性を評価するエフェクティブネスアセスメント（EA）によって評価されます。それぞれ4段階評価のうち上位2段階未満となった項目の数がTCで12項目、EAで8項目となり、重点フォローアップの対象となっています。AML/CFT規制に服する事業者に影響を与え得る主な指摘の内容は以下のとおりです。

主な指摘内容
（大規模銀行以外の）その他の金融機関においては、自らのマネロン・テロ資金供与リスクの理解が限定的である。
これらの金融機関は、継続的顧客管理、取引モニタリング、実質的支配者の確認・検証等の、最近導入・変更された義務について、十分な理解を有しておらず、これらの新しい義務を履行するための明確な期限を設定していない。
法人について、正確かつ最新の実質的支配者情報は一様に得られていない。
疑わしい取引の届出の大部分は金融分野からのものであり、暗号資産交換業者の届出の実績も良いが、全体的にみて、疑わしい取引の届出は、基本的な類型や疑わしい取引の参考事例を参照して提出されている傾向がある。
全ての DNFBPs が、疑わしい取引の届出義務の対象になっているわけではない。
（金融制裁対象者の）指定の実施は大幅に遅れていたが、最近行われた手続の変更により、その後に行われる対象者の指定は 2～5 日に短縮された。しかしながら、それらの改善を踏まえても対象者の指定には遅れがある。
拡散金融に係る制度は、当初、資本規制を目的として作られた法律に依拠しているほか、仮に将来的に日本の居住者が指定された場合に対処できないという不備がある。
金融庁を含む金融監督当局は、銀行を含む金融機関に対する効果的かつ抑止的な一連の制裁措置を活用していない。

© 2025 KPMG Forensic & Risk Advisory Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

マネー・ローンダリング関連のサービス事例

現状分析・態勢整備支援

各国の法規制・ガイドラインや、金融機関等における先行的な事例を踏まえて、各特定事業者の目指すべきレベル（ベンチマーク）を整理し、現状の態勢整備状況の分析を行います。
ベンチマークは、FATFやバーゼルコミッティ等の国際的な要請や金融庁の公表する「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の要請を基に、業種や業務内容を踏まえて目指すレベルを整理し、特定事業者の現状態勢とのギャップの有無を分析します。特定したギャップに対するアクションプランは、設定すべき目線や各特定事業者のリスク特性、先行プラクティス等を踏まえて、実効性のあるものを策定します。

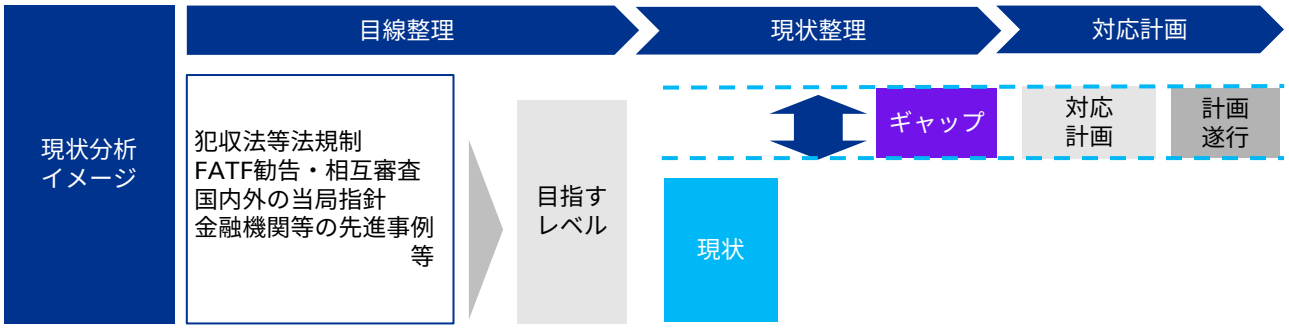

リスク評価実施・特定事業者作成書面策定支援

リスク評価は、特定事業者が限りある経済的・人的資源を最大限有効活用し、効率的かつ効果的な対応（リスクベースアプローチ）をするための基礎となる重要な取組みです。犯収法等においても特定事業者には、特定事業者作成書面の策定が求められています。KPMGは、特定事業者のリスク評価の実施およびリスク評価結果を踏まえた特定事業者作成書面の策定や、制度設計上の調整（例：リスクに見合った手続きの設定等）を行うための支援をします。

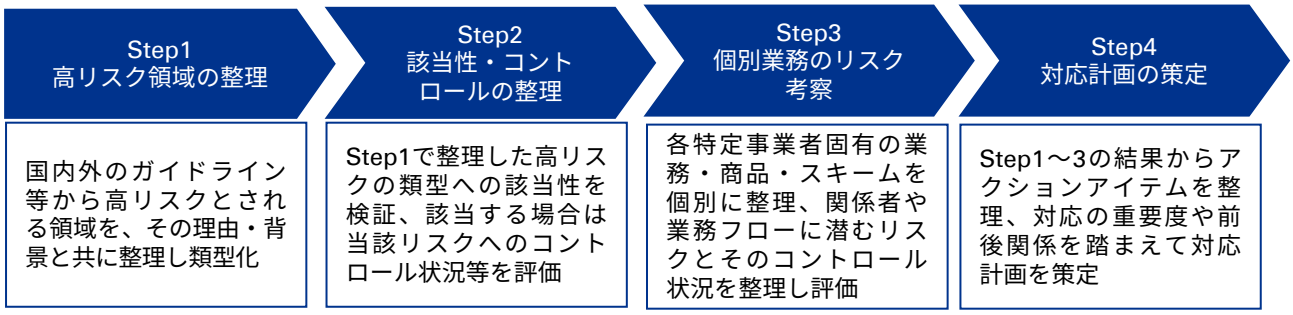

テスティング実施支援

あらゆるリスク管理活動において、導入した統制が適切に運用され、有効に機能しているかを継続的に確認することや、潜在的なリスクの有無をモニタリングすることが求められます。特に、AML/CFT対応においては、各特定事業者が一定の態勢整備をしている状況であり、導入したコントロールが有効に機能しているかを継続的に検証する必要があります。KPMGはコンプライアンス部門（第二線）および監査部門（第三線）における運用状況のモニタリング活動に関して以下のような支援を提供します。

- テスティング制度の設計・導入支援
- テスティング手続・マニュアルの策定支援
- テスティングの実施支援
- テスティング結果を踏まえた改善策の策定支援
- テスティング制度の見直し支援

各種コントロールの設計・導入支援

KPMGは、国内外の当局等のガイドラインや先行的なプラクティスを踏まえて、AML/CFTに係る各種のコントロールの制度設計や導入、既存のコントロールの見直しの支援を行います。例えば、右記のようなご支援が可能です。

- 顧客リスク格付け制度の検討・見直し
- 顧客管理措置（CDD/EDD）の見直し
- 定期的な顧客情報更新の制度導入・見直し
- 取引モニタリングシステムの導入・見直し
- 取引フィルタリングシステムの導入・見直し
- ITシステム等を活用した業務の効率化　等

© 2025 KPMG Forensic & Risk Advisory Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

AML/CFT関連システムの有効性検証支援

多くの特定事業者が、顧客リスク評価（格付）や取引モニタリング、取引フィルタリングの取組においてシステムによる統制を導入して対応しています。こうしたシステムは、マニュアルでは検知できない高リスクの取引や顧客の抽出等を可能としますが、閾値やルールの設定・設計や、入力されたデータの品質によって有効性が左右され、必ずしも効果的に活用されていないケースも見られます。KPMGでは、データ連携・品質や閾値等のチューニングの適切性も含めて、下記のようなシステムの有効性検証の実施支援いたします。

＜システム有効性検証の全体像イメージ＞

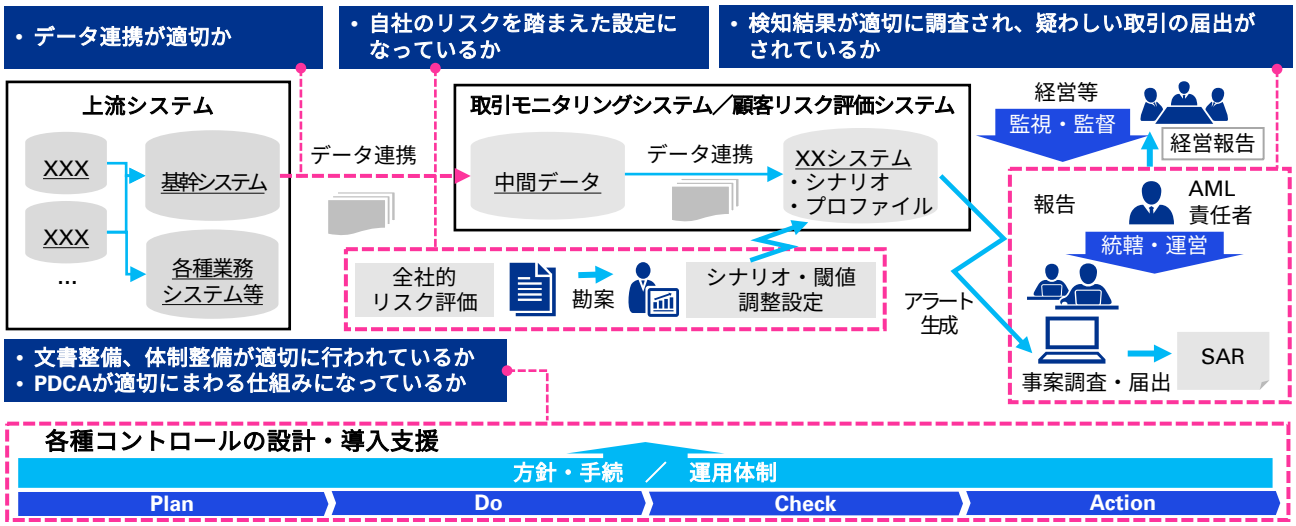

＜取引モニタリングの検証＞

取引モニタリングシステムの有効性検証では、以下のような支援を実施します。

- 文書査閲やインタビューによる取引モニタリング態勢（規程・人員体制等）の適切性の検証
- リスク評価結果やリスク認識とのシナリオの整合性の分析
- 過去の取引データの分析によるシナリオ・閾値設定の適切性の検証
- 過去の取引データを用いたルール再現によるシステム設定・実装の適切性の検証
- 感応度分析やATL/BTL分析を用いた閾値等の調整

＜取引フィルタリングの検証＞

取引フィルタリングシステムの有効性検証では、以下のような支援を実施します。

- 文書査閲やインタビューによるフィルタリング態勢（規程・人員体制等）の適切性の検証
- テストデータを用いたあいまい検索精度の検証・業界ベンチマークとの比較分析
- 文書査閲・テストデータを用いたシステム間のデータ連携の適切性の検証
- 文書査閲やサンプル検証によるアラート処理・調査等の適切性の検証
- 文書査閲やインタビューによるPDCA・見直しの枠組みの制度・運用状況の検証　等

本リーフレットで紹介するサービスは、公認会計士法、独立性規則及び利益相反等の観点から、提供できる企業や提供できる業務の範囲等に一定の制限がかかる場合があります。詳しくは株式会社 KPMG Forensic & Risk Advisoryまでお問い合わせください。

株式会社 KPMG Forensic & Risk Advisory

T: 03-3548-5773

E: FRA-Contact@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/fra

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Forensic & Risk Advisory Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.